

改定後

建設業許可の手引き

令和4年5月改定版

宮城県土木部

改定前

建設業許可の手引き

令和3年9月改定版

宮城県土木部

改定後

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意) 建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	29	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	30	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	33	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	34	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	35			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	-	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	36	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	39-48	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	49-50	○	○		
10	第四号	使用人数	51	○	○		
11	第六号	誓約書	52	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	53	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	54	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	57	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	61	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	62	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	65	○	○	○	
18	第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	67	○	○	○	
19		監理技術者資格者証	-	○	○	○	
20		卒業証明書	-	○	○	○	必要な場合のみ
21		資格証明書の写(併せて 原本を提示)	-	○	○	○	P.70~72の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	73	○	○	○	証明者別に作成
23	第十号	指導監督の実務経験証明書	74	○	○	○	証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	75	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	76	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)が成年被後見人等に該当しない旨の証明書(注2)	21	○	○	○	発行後3か月以内のもの
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	77	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	21	○	○	○	発行後3か月以内のもの
29		定款	-	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
30	第十四号	株主(出資者)調書	78	○		△	法人のみ

改定前

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意) 建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	29	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	30	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	33	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	34	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	35			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	-	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	36	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	39-48	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	49-50	○	○		
10	第四号	使用人数	51	○	○		
11	第六号	誓約書	52	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	53	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	54	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	57	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	61	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	62	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	65	○	○	○	
18	第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	67	○	○	○	
19		監理技術者資格者証	-	○	○	○	
20		卒業証明書	-	○	○	○	必要な場合のみ
21		資格証明書の写(併せて 原本を提示)	-	○	○	○	P.70~72の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	73	○	○	○	証明者別に作成
23	第十号	指導監督の実務経験証明書	74	○	○	○	証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	75	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	76	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)が成年被後見人等に該当しない旨の証明書(注2)	21	○	○	○	発行後3か月以内のもの
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	77	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	21	○	○	○	発行後3か月以内のもの
29		定款	-	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
30	第十四号	株主(出資者)調書	78	○		△	法人のみ

改定後

31	財務諸表表紙第十五号、第十六号、第十七号、第二十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-92	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
32	財務諸表表紙第十八号、第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
33		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの
34	第二十号	営業の沿革	97	○		○	
35	第二十号の二	所属建設業者団体	98	○		△	該当なしの場合も添付
36		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
37	第二十号の三	主要取引金融機関名	99	○		△	
38		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
39		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合発行後3か月以内のもの
確 認 資 料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	32	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	55, 63	○	△		p56,p64(注6)要確認
		実務経験の確認資料	68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 31の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相續を伴う認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。

様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

改定前

31	財務諸表表紙第十五号、第十六号、第十七号、第二十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-93	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
32	財務諸表表紙第十八号、第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
33		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの
34	第二十号	営業の沿革	97	○		○	
35	第二十号の二	所属建設業者団体	98	○		△	該当なしの場合も添付
36		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
37	第二十号の三	主要取引金融機関名	99	○		△	
38		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
39		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合発行後3か月以内のもの
確 認 資 料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	32	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	55, 63	○	△		p56,p64(注6)要確認
		実務経験の確認資料	68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 31の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相續を伴う認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。

様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

◎ 経営事項審査を受ける場合の記載例⑥ (全ての完成工事高の合計額の7割に達した場合)

※ P.39のフロー図、P.43~48の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号(第二、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

とび・エエ・コンクリート

工事経歴書 (税込)

申請又は届出をする日の属する事業年度の
前事業年度に完成した建設工事及び未竣工
事を記載する。

元請又は下請の別	川別の別	工事名	工事場所のある都道府県	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載)	請負代金の額 うち、主任技術者、監理技術者	期
元請	A	宮城県 A線新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤一郎	主任技術者	100,000 (80,000)	令和2年10月 令和3年12月
〇	B	宮城県 B線住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	上田六郎	主任技術者	90,000 (60,000)	令和2年11月 令和3年4月
〇	C	宮城県 C線住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮二郎	主任技術者	4,500 (3,000)	令和2年7月 令和2年8月
〇	D	(株)昭和建設 仙台ビル新築工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 隆 津島一平	主任技術者 監理技術者	9,000 7,500	令和2年7月 令和2年7月
〇	E	令和産業(株) 仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	牛田五郎	主任技術者	7,500	令和2年7月 令和2年7月
〇	F	(株)東北塗装 太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	主任技術者	6,000	令和2年10月 令和2年11月
〇	G	(株)令和組 宮ビル新築工事の内 足場仮設工事 くい打工事	宮城県 仙台市	美田一郎	主任技術者	5,500	令和2年9月 令和2年9月
〇	H	宮城県 C線住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	阿部三郎	主任技術者	4,200	令和3年2月 令和3年3月
〇	I	四国道路 一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田六郎	主任技術者	3,800	令和2年4月 令和2年4月
〇		主な未竣工	宮城県 仙台市			90,000	
		宮城県 道路法面工事	宮城県 仙台市				
		小計				220,500	元請工事 188,700
		合計				310,000	元請工事 263,500

元請工事に係る完成工事
〇以外の元請及び下請に係る完成工事
主たる未竣工
A~Cの合計額 ≧ Yの7割
A~10の合計額 ≧ Xの7割
「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A線新築工事」のように記載する)。
実績がない場合は「なし」と記載する
実績がない場合「なし」と記載する
「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A線新築工事」のように記載する)。

◎ 経営事項審査を受ける場合の記載例⑥ (全ての完成工事高の合計額の7割に達した場合)

※ P.39のフロー図、P.43~48の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号(第二、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

とび・エエ・コンクリート

工事経歴書 (税込)

申請又は届出をする日の属する事業年度の
前事業年度に完成した建設工事及び未竣工
事を記載する。

元請又は下請の別	川別の別	工事名	工事場所のある都道府県	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載)	請負代金の額 うち、主任技術者、監理技術者	期
元請	A	宮城県 A線新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤一郎	主任技術者	100,000 (80,000)	令和2年10月 令和3年12月
〇	B	宮城県 B線住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	上田六郎	主任技術者	90,000 (60,000)	令和2年11月 令和3年4月
〇	C	宮城県 C線住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮二郎	主任技術者	4,500 (3,000)	令和2年7月 令和2年8月
〇	D	(株)昭和建設 仙台ビル新築工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 隆 津島一平	主任技術者 監理技術者	9,000 7,500	令和2年7月 令和2年7月
〇	E	令和産業(株) 仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	牛田五郎	主任技術者	7,500	令和2年7月 令和2年7月
〇	F	(株)東北塗装 太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	主任技術者	6,000	令和2年10月 令和2年11月
〇	G	(株)令和組 宮ビル新築工事の内 足場仮設工事 くい打工事	宮城県 仙台市	美田一郎	主任技術者	5,500	令和2年9月 令和2年9月
〇	H	宮城県 C線住宅敷地盛立及び 基礎工事	宮城県 仙台市	阿部三郎	主任技術者	4,200	令和3年2月 令和3年3月
〇	I	四国道路 一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田六郎	主任技術者	3,800	令和2年4月 令和2年4月
〇		主な未竣工	宮城県 仙台市			90,000	
		宮城県 道路法面工事	宮城県 仙台市				
		小計				220,500	元請工事 188,700
		合計				310,000	元請工事 263,500

元請工事に係る完成工事
〇以外の元請及び下請に係る完成工事
主たる未竣工
A~Cの合計額 ≧ Yの7割
A~10の合計額 ≧ Xの7割
「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A線新築工事」のように記載する)。
実績がない場合は「なし」と記載する
実績がない場合「なし」と記載する
「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A線新築工事」のように記載する)。

⑥ 経営事項審査を受ける場合の記載例⑥ (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

※ P.39のフロー図、P.43-48の記載要領を必ずご覧ください
様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十九条の八関係)

工事経歴書
工事 (税込・税引)

Table with columns: 注文者, 元請又は下請の別, 工事項名, 工事場所, 配属技術者, 請負代金の額, 工期. Includes handwritten annotations like '元請工事に係る完成工事' and '軽微な工事が10件に達したため記載終了'.

申請又は届出をする日の属する事業年度の
前事業年度に完成した建設工事及び未成工
事を記載する。

工事進行基準又は
取付認識基準が
適用される工事は、その完成工
高を括弧書きで付
記する。

当該工事の施工
中に配置技術者
の変更があった
場合には、変更
前の者を含むす
べての者を記載
する。

ページごとの元請
完成工事高の合
計額 (A+B+C)

1. 元請工事に係る完成工
事の7割まで記載

2. 軽微な工事が10件に
達したため記載終了

ページごとの合計を記載する。

最終ページにおいて、業種ごとの
すべての工事の合計を記載する。

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容
が分かるように具体的に記載する。
ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(※
注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

⑥ 経営事項審査を受ける場合の記載例⑥ (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

※ P.39のフロー図、P.43-48の記載要領を必ずご覧ください
様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十九条の八関係)

工事経歴書
工事 (税込・税引)

Table with columns: 注文者, 元請又は下請の別, 工事項名, 工事場所, 配属技術者, 請負代金の額, 工期. Includes handwritten annotations similar to the '改定後' version.

申請又は届出をする日の属する事業年度の
前事業年度に完成した建設工事及び未成工
事を記載する。

工事進行基準が
適用される工事は、その完成工
高を括弧書きで付
記する。

当該工事の施工
中に配置技術者
の変更があった
場合には、変更
前の者を含むす
べての者を記載
する。

ページごとの元請
完成工事高の合
計額 (A+B+C)

1. 元請工事に係る完成工
事の7割まで記載

2. 軽微な工事が10件に
達したため記載終了

ページごとの合計を記載する。

最終ページにおいて、業種ごとの
すべての工事の合計を記載する。

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容
が分かるように具体的に記載する。
ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(※
注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

◎経営事項審査を受ける場合の記載例⑥(元請工事で経験した10件のうち10件に選んだ場合)

※P.39のフロー図、P.43-48の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号(第二條、第十三條の二、第十九條の八関係) 工 事 (税込)

工事経歴書

Table with columns: 注文者, 元請又は下請の別, 工事名, 工事所在地, 工期, 請負代金の額, 工期, 着工年月日, 完成又は完成予定年月. Includes annotations for '元請工事に係る完成工事' and '下請工事に係る完成工事'.

工事進行基準又は取資認識基準が適用される工事は、その完成工事高を括弧書きで付記する。

当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者を念むずべての者を記載する。

1. 軽微な工事については10件を超える部分は記載不要

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計(A~Kの合計額)

2. 記載額が完成工事全体の7割に達したため記載終了

ページごとの合計を記載する。最終ページにおいて、業種ごとのすべての工事の合計を記載する。

○元請工事に係る完成工事

○下請工事に係る完成工事

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

◎経営事項審査を受ける場合の記載例⑥(元請工事で経験した10件のうち10件に選んだ場合)

※P.39のフロー図、P.43-48の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号(第二條、第十三條の二、第十九條の八関係) 工 事 (税込)

工事経歴書

Table with columns: 注文者, 元請又は下請の別, 工事名, 工事所在地, 工期, 請負代金の額, 工期, 着工年月日, 完成又は完成予定年月. Includes annotations for '元請工事に係る完成工事' and '下請工事に係る完成工事'.

工事進行基準が適用される工事は、その完成工事高を括弧書きで付記する。

当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者を念むずべての者を記載する。

1. 軽微な工事については10件を超える部分は記載不要

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計(A~Kの合計額)

2. 記載額が完成工事全体の7割に達したため記載終了

ページごとの合計を記載する。最終ページにおいて、業種ごとのすべての工事の合計を記載する。

○元請工事に係る完成工事

○下請工事に係る完成工事

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容が分かるように具体的に記載する。ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発注者「A」、工事名「A邸新築工事」のように記載する)。

改定後

記載要領

- この表は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

改定前

記載要領

- この表は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

改定後

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

- 1 常勤性を証明するものとして次のいずれか
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写
 - ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写
 - ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写
- ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写
→個人においては所得税確定申告書の表紙の写。（支配人登記された専従者について証明する場合には、専従者欄の写も必要となります）
- ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。
※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
- 2 役職名及び経験年数を確認するもの
- イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分）
なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。
 - ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写
 - ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写
- ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。）
※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。
- ①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図（写）
- ②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程（写）
- ③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）
- ④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）
- ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。）
- ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
組織図（写）
 - ②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）
 - ③補佐経験の期間を確認するための書類
人事発令書（写）
- 3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか
- イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写
 - ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写
 - ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）

被保険者等記号・番号に
マスキングをすること。

改定前

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

- 1 常勤性を証明するものとして次のいずれか
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写
 - ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写
 - ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写
- ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写
→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写
- ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。
※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
- 2 役職名及び経験年数を確認するもの
- イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分）
なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。
 - ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写
 - ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写
- ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。）
※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。
- ①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図（写）
- ②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程（写）
- ③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）
- ④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）
- ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。）
- ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
組織図（写）
 - ②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）
 - ③補佐経験の期間を確認するための書類
人事発令書（写）
- 3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか
- イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写
 - ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写
 - ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）

被保険者等記号・番号に
マスキングをすること。

新
規
・
追
加

新
規
・
追
加

更
新

更
新

改定後

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）

新 規 ・ 追 加	<p>○常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（支配人登記された専従者については証明する場合には、専従者欄の写も必要となります。）</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p> <p>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。</p>	<p>被保険者等記号・番号に マスキングをすること。</p>
	更新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改定前

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）

新 規 ・ 追 加	<p>○常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p> <p>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。</p>	<p>被保険者等記号・番号に マスキングをすること。</p>
	更新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改 定 後

(注6) 過去5年以内に申請(届出)事業者の建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等を直接に補佐する者については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所^所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

改 定 前

(注6) 過去5年以内に申請(届出)事業者の建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所^書の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

改定後

専任技術者の確認資料

新 規 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写。(支配人登記された専従者について証明する場合には、専従者欄の写も必要となります。)</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.70～72のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。） <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの（被保険者記録照会回答票等） ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。） <p>※ 指導監督の実務経験の場合は、P.74の確認資料参照</p>	<p>被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</p> <p>被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</p>
	更新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
（工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。）
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

改定前

専任技術者の確認資料

新 規 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.70～72のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。） <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 厚生年金加入期間証明書 ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。） <p>※ 指導監督の実務経験の場合は、P.74の確認資料参照</p>	<p>被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</p> <p>被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</p>
	更新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
（工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。）
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改定後

技術職員資格区分コード表

Table of technical staff qualifications after revision. Columns include qualification level (e.g., 1級建築士), category (e.g., 建築士法), and skill codes (e.g., 土, 建, 大, 左, etc.). Includes a note on selection criteria for specific categories.

改定前

技術職員資格区分コード表

Table of technical staff qualifications before revision. Columns include qualification level, category, and skill codes. This version shows a different set of skill requirements for the same categories compared to the revised version.

改定後

Table with columns for skill categories (職業能力開発促進法), job types (土木, 建築, etc.), and skill levels (1級, 2級). Includes a note at the bottom regarding qualification requirements for construction workers.

※ 平成16年度以前の職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格された方は、合格後当該業種の建設工事に関し1年以上の実務経験が必要となります。

Table listing specific skills (e.g., 地すべり防止工事士, 建築設備士) and their corresponding skill levels and job types.

改定前

Table with columns for skill categories (職業能力開発促進法), job types (土木, 建築, etc.), and skill levels (1級, 2級). Includes a note at the bottom regarding qualification requirements for construction workers.

※ 平成16年度以前の職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格された方は、合格後当該業種の建設工事に関し1年以上の実務経験が必要となります。

Table listing specific skills (e.g., 地すべり防止工事士, 建築設備士) and their corresponding skill levels and job types.

改定後

改定前

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(会社名) (株) 仙台建設

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	205,486	
受取手形	132,255	
完成工事未収入金	81,287	
有価証券		
未成工事支出金	385,933	
材料貯蔵品	53,431	
短期貸付金		
前払費用		
その他	21,301	
貸倒引当金	△ 2,196	
流動資産合計	877,500	
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	△ 29,434	66,911
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	△ 60,917	44,182
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	△ 10,191	5,508
土地		49,378
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計	165,981	
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他	678	
無形固定資産合計	678	

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(会社名) (株) 仙台建設

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	205,486	
受取手形	132,255	
完成工事未収入金	81,287	
有価証券		
未成工事支出金	385,933	
材料貯蔵品	53,431	
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産		
その他	21,301	
貸倒引当金	△ 2,196	
流動資産合計	877,500	
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	△ 29,434	66,911
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	△ 60,917	44,182
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	△ 10,191	5,508
土地		49,378
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計	165,981	
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他	678	
無形固定資産合計	678	

改 定 後

改 定 前

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	3, 102
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	2, 700
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	19, 495
貸倒引当金	△.....	
投資その他の資産合計	<u>25, 297</u>
固定資産合計	<u>191, 957</u>
III 繰延資産		
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	<u>1, 069, 457</u>

負債純資産合計と一致する

負 債 の 部

I 流動負債		
支払手形	331, 825
工事未払金	119, 531
短期借入金	3, 000
リース債務	
未払金	
未払費用	10, 900
未払法人税等	13, 500
未成工事受入金	
預り金	369, 500
前受収益	2, 319
.....引当金	
その他	706
流動負債合計	<u>851, 281</u>

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	3, 102
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	2, 700
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	19, 495
貸倒引当金	△.....	
投資その他の資産合計	<u>25, 297</u>
固定資産合計	<u>191, 957</u>
III 繰延資産		
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	<u>1, 069, 457</u>

負債純資産合計と一致する

負 債 の 部

I 流動負債		
支払手形	331, 825
工事未払金	119, 531
短期借入金	3, 000
リース債務	
未払金	
未払費用	10, 900
未払法人税等	13, 500
繰延税金負債	
未成工事受入金	
預り金	369, 500
前受収益	2, 319
.....引当金	
その他	706
流動負債合計	<u>851, 281</u>

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

改 定 後

改 定 前

II 固定負債		
社債	
長期借入金	146,783	
リース債務	
繰延税金負債	
〇×引当金	2,409	
負ののれん	
その他	
固定負債合計	149,193	
負債合計	<u>1,000,474</u>	

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

純 資 産 の 部

I 株主資本		
(1) 資本金	20,000	
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金		
資本準備金	
その他資本剰余金	500	
資本剰余金合計	500	
(4) 利益剰余金		
利益準備金	
その他利益剰余金		
準備金	
〇〇積立金	15,500	
繰越利益剰余金	32,982	
利益剰余金合計	48,482	
(5) 自己株式	△	
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	68,982	
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
III 新株予約権		
純資産合計	68,982	
負債純資産合計	<u>1,069,457</u>	

自社で定めている準備金・積立金の名称を.....に記載する

資産合計と一致する

II 固定負債		
社債	
長期借入金	146,783	
リース債務	
繰延税金負債	
〇×引当金	2,409	
負ののれん	
その他	
固定負債合計	149,193	
負債合計	<u>1,000,474</u>	

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

純 資 産 の 部

I 株主資本		
(1) 資本金	20,000	
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金		
資本準備金	
その他資本剰余金	500	
資本剰余金合計	500	
(4) 利益剰余金		
利益準備金	
その他利益剰余金		
準備金	
〇〇積立金	15,500	
繰越利益剰余金	32,982	
利益剰余金合計	48,482	
(5) 自己株式	△	
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	68,982	
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
III 新株予約権		
純資産合計	68,982	
負債純資産合計	<u>1,069,457</u>	

自社で定めている準備金・積立金の名称を.....に記載する

資産合計と一致する

株主資本等変動計算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

（会社名） 仙 台 建 設

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

自社で定めている積立金の名称を記載する。

	資本剰余金				利益剰余金				評価・換算差額等				純資産 合計
	新株式 申込証 返金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		株主資本 本合計	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	新株 予約権		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		資本 剰余金 合計	繰越 利益 剰余金						その他 利益 剰余金	
当期首残高	20,000	500	500	15,000	14,064	29,064	49,564					49,564	
当期変動額													
新株の発行													
剰余金の配当													
当期純利益													
自己株式の処分													
〇〇積立金の積立				500	△ 500								
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				500	18,918	19,418	19,418						
当期変動額合計				500	32,982	48,482	68,982						
当期末残高	20,000	500	500	15,500	32,982	48,482	68,982					68,982	

当期の貸借対照表の各数値と一致する。

必要に応じ項目を追加する。

なお、株式会社で資本金が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の場合は、様式第十七号の三（附属明細表）の提出が必要となります。ただし、有価証券報告書提出会社は有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

改定後

改定前

株主資本等変動計算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

（会社名） 仙 台 建 設

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

自社で定めている積立金の名称を記載する。

	資本剰余金				利益剰余金				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本 準備金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		株主資本 本合計	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	新株 予約権		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		繰越 利益 剰余金	その他 利益 剰余金						自己 株式	
当期首残高	20,000	500	500	15,000	14,064	29,064	49,564					49,564	
当期変動額													
新株の発行													
剰余金の配当													
当期純利益													
自己株式の処分													
〇〇積立金の積立				500	△ 500								
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				500	18,918	19,418	19,418						
当期変動額合計				500	32,982	48,482	68,982						
当期末残高	20,000	500	500	15,500	32,982	48,482	68,982					68,982	

当期の貸借対照表の各数値と一致する。

必要に応じ項目を追加する。

なお、株式会社で資本金が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債合計が200億円以上の場合は、様式第十七号の三（附属明細表）の提出が必要となります。ただし、有価証券報告書提出会社は有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

改定後

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載する。

注 記 表
自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

（会社名） (株) 仙 台 建 設 _____

注

会計監査人設置会社のみ記載。

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定)
イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 建物については定額法,その他の資産は定率法
 - ②無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
一般債権については法人税法の規定による法定繰入率,その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
工期2年かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準,その他の工事については工事完成基準を採用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜方式
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

自社で採用している評価方法等を記載する。

経営事項審査を受ける場合は
免税事業者を除き必ず税抜方式

会計監査人設置会社のみ記載。

7・8は株式譲渡制限
会社・有限会社・持分
会社は記載不要

改定前

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載する。

注 記 表
自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

（会社名） (株) 仙 台 建 設 _____

注

会計監査人設置会社のみ記載。

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定)
イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 建物については定額法,その他の資産は定率法
 - ②無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
一般債権については法人税法の規定による法定繰入率,その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
工期2年かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準,その他の工事については工事完成基準を採用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜方式
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

自社で採用している評価方法等を記載する。

経営事項審査を受ける場合は
免税事業者を除き必ず税抜方式

会計監査人設置会社のみ記載。

7・8は株式譲渡制限
会社・有限会社・持分
会社は記載不要

改定後

改定前

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

8 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

(6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

持分会社は記載不要

9 株主資本等変動計算書関係

持分会社は記載不要

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 譲渡制限株式 ○○○株

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 譲渡制限株式 ○○○株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 該当なし

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 該当なし

(3) 剰余金の配当

(3) 剰余金の配当

平成26年11月15日 定時株主総会

平成26年11月15日 定時株主総会

ア 配当総額 ○○○○円

ア 配当総額 ○○○○円

イ 一株あたりの配当額 ○○円

イ 一株あたりの配当額 ○○円

ウ 配当原資 利益剰余金

ウ 配当原資 利益剰余金

エ 基準日 平成26年9月30日

エ 基準日 平成26年9月30日

オ 効力発生日 平成26年12月10日

オ 効力発生日 平成26年12月10日

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当なし

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当なし

10 税効果会計

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

14 関連当事者との取引

取引の内容

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

有限会社は出資
1口を1株に読み替えて記載

有限会社は出資
1口を1株に読み替えて記載

10～16 は株式譲渡制限会社・有限会社・持分会社は記載不要

10～16 は株式譲渡制限会社・有限会社・持分会社は記載不要

改定後

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

会計監査人設置会社のみ記載

17-2 収益認識関係

18 その他 該当なし

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
<u>4-2 会計上の見積り</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
<u>17-2 収益認識関係</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従

改定前

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

会計監査人設置会社のみ記載

18 その他 該当なし

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
 - 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
 - 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
 - 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
 - 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。
- 注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善

改 定 後

つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれるものと判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

改 定 前

するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(1) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(2) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記

改定後

(1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額

(3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (1) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担す

改定前

載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (1) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たつては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

改 定 後

ることとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

改 定 前

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

改定後

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

損益計算書

自 令和 2 年 1 月 1 日
至 令和 2 年 1 2 月 3 1 日

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字と一致する。

（商号又は名称） 宮城太郎工務店

建設業 兼業事業 千円

I 完成工事高	63,582	7,250	70,832
II 完成工事原価			
材料費	17,636		
労務費	8,872		
(うち労務外注費)			
外注費	13,610		
経費	14,442		
完成工事総利益（完成工事総損失）	9,020	1,027	10,047
III 販売費及び一般管理費			
従業員給料手当	1,110		
退職金	887		
法定福利費			
福利厚生費	279		
維持修繕費	470		
事務用品費	214		
通信交通費	52		
動力用水光熱費	147		
広告宣伝費	91		
交際費	801		
寄付金			
地代家賃	149		
減価償却費	210		
租税公課	424		
保険料	137		
雑費	446		
営業利益（営業損失）		5,422	
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金			
その他	279		279

兼業事業が総売上高の10分の1を超える場合は、(1)完成工事高、(2)完成工事原価及び完成工事総利益（完成工事総損失）を建設業及び兼業事業の別に合計の内訳も記入する。

改定前

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

損益計算書

自 令和 2 年 1 月 1 日
至 令和 2 年 1 2 月 3 1 日

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字と一致する。

（商号又は名称） 宮城太郎工務店

建設業 兼業事業 千円

I 完成工事高	63,582	7,250	70,832
II 完成工事原価			
材料費	17,636		
労務費	8,872		
(うち労務外注費)			
外注費	13,610		
経費	14,442		
完成工事総利益（完成工事総損失）	9,020	1,027	10,047
III 販売費及び一般管理費			
従業員給料手当	1,110		
退職金	887		
法定福利費			
福利厚生費	279		
維持修繕費	470		
事務用品費	214		
通信交通費	52		
動力用水光熱費	147		
広告宣伝費	91		
交際費	801		
寄付金			
地代家賃	149		
減価償却費	210		
租税公課	424		
保険料	137		
雑費	446		
営業利益（営業損失）		5,422	
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金			
その他	279		279

兼業事業が総売上高の10分の1を超える場合は、(1)完成工事高、(2)完成工事原価及び完成工事総利益（完成工事総損失）を建設業及び兼業事業の別に合計の内訳も記入する。

改定後

V 営業外費用

支払利息

その他

事業主利益（事業主損失）

貸借対照表の純資産
の部の「事業主利益」
の額と一致する。

4,903

改定前

V 営業外費用

支払利息

その他

事業主利益（事業主損失）

注 工事進行基準による完成工事高

工事進行基準による完成工事高が
完成工事高の総額の10分の1を
超える場合に記載する。

貸借対照表の純資産
の部の「事業主利益」
の額と一致する。

4,903